



平成 23 年 8 月 30 日

各 位

東京都港区麻布十番一丁目 10 番 10 号
株式会社プロパスト

代表取締役社長 津江 真行
(コード番号：3236)

問い合わせ先 取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
電話 03-6685-3100

債務超過の猶予期間入り銘柄及び監視区分銘柄の指定解除のお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月期決算において債務超過の状況となり、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 4 号（現 JASDAQ における有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 3 号）に抵触する虞が生じたことから、当社株式は「債務超過」の猶予期間入り銘柄に指定されるとともに、監視区分銘柄にも指定されておりましたところ、本日、株式会社大阪証券取引所より、当該指定を解除する旨の発表がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

当社は、平成 21 年 5 月期決算において債務超過の状況となったことにより、当社株式は平成 21 年 6 月 1 日から「債務超過」の猶予期間入り銘柄に指定されました。なお、当社は、平成 22 年 5 月期決算においても債務超過の状態でありましたが、当社が平成 22 年 7 月 7 日付で公表した再建計画について、株式会社大阪証券取引所が、JASDAQ 等における株券上場廃止基準の特例第 2 条第 1 項第 4 号ただし書（現 JASDAQ における有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 3 号ただし書）に規定する「本所が適当と認める場合」に適合すると認定したことから、平成 22 年 8 月 25 日付で「債務超過」の猶予期間が平成 23 年 5 月 31 日まで延長されておりました。

また、株式会社大阪証券取引所と株式会社ジャスダック証券取引所との経営統合に伴い、株式会社大阪証券取引所が平成 22 年 10 月 12 日付で監視区分を設置したことにより、同日付で当社株式は監視区分銘柄にも指定されておりました。

本日、当社が、平成 23 年 5 月期決算において債務超過を解消した内容を含む有価証券報告書を関東財務局長へ提出したことを受けて、株式会社大阪証券取引所より、当社株式の「債務超過」の猶予期間入り銘柄及び監視区分銘柄の指定を解除する旨の発表がありました。

当社の上記のような財務状態に関しまして、ここまで株主、投資家及び取引先の皆様並びに市場関係者の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけしましたことをここに深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、今後、財務基盤の強化を図るとともに、事業拡大に努めてまいり所存です。株主、投資家及び取引先の皆様並びに市場関係者の皆様におかれましては、引き続き当社事業へのご理解とご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上